

瀬田サンフレンズ保育園 重要事項説明書

1 事業運営主体

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 名 称 | サンヨーホームズコミュニティ株式会社 |
| 所在地 | 〒550-0005 大阪市西区西本町 1-4-1 |
| 連絡先 | TEL 06-7662-8002 FAX 06-7662-8004 |
| 代表者氏名 | 代表取締役 小山 明 |

2 事業所の概要

| | |
|--------|--|
| 施設の種類 | 小規模保育事業A型 |
| 施設の名称 | 瀬田サンフレンズ保育園 |
| 施設の所在地 | 〒520-2144 滋賀県大津市大萱 1-16-15 |
| 連絡先 | TEL 077-526-5086 FAX 077-526-5087 |
| 管理者 | 砂原 朋子 |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童 |
| 認可定員 | 0歳児 6人 1歳児 6人 2歳児 7人 |
| 利用定員 | 満1歳以上満3歳未満の児童 13人 満1歳未満の児童 6人 |
| 開設年月日 | 平成31年4月1日 |

3 事業の目的・運営方針

瀬田サンフレンズ保育園（以下、「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者（以下、「保護者」という。）に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

| | | |
|-----|---------|------------------------|
| 建 物 | 構 造 | 鉄筋コンクリート造 地上3階建て（うち2階） |
| | 延 べ 面 積 | 166.03 m ² |

(2) 主な設備

| | | | |
|-------|-------------------------|-------|-----|
| 乳 児 室 | 1 室 | 保 育 室 | 1 室 |
| そ の 他 | 調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い | | |

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

当園は、下記8に記載する時間において、特定教育・保育及び時間外保育の提供を行います。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（令和7年4月1日現在）

| 職 種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------------|----|----|-----|----|
| 施 設 長 | 1 | 1 | | |
| 保 育 士 | 8 | 4 | 4 | |
| 子 育 て 支 援 員 | 1 | | 1 | |
| 栄 養 士 | 1 | 1 | | |
| 調 理 員 | 1 | | 1 | |

7 保育を提供する日

当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園します。

8 保育を提供する時間

当園の保育を提供する時間は、以下の通りとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る教育・保育給付認定証を市町村から交付されている方の場合、7時半から18時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から7時半まで又は18時半から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します。（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る教育・保育給付認定証を市町村から交付されている方の場合、8時半から16時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時半まで又は16時半から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します。(時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

全クラス共通で、下表の時間帯に食事の提供を行います。

献立表は毎月別途お知らせします。

食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

| | | |
|------|------|------|
| 午前間食 | 昼食 | 午後間食 |
| 9時半頃 | 11時頃 | 15時頃 |

※延長保育時は、18時半頃に補食の提供を行います。

(3) アレルギー対応

除去食に対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルを定めています。

10 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しています。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育(当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。)の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

| | |
|------|---|
| 施設名 | 博愛保育園 |
| 運営主体 | 一般社団法人 博愛会 |
| 所在地 | 大津市大江 6-1-1 |
| 連携内容 | 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 |
| 電話番号 | 077-545-3315 |

11 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で入所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

12 利用の開始に関する事項

当園は、大津市の利用調整に基づき当園に入所決定され教育・保育給付認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき。（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者から退園の申し出があったとき
- (4) 保護者が格段の理由なく、重要事項説明書等に記載の事項を守らず、園が改善要求をしてもそれに従わなかったとき。
- (5) 利用継続が不可能であると市が認めたとき。
- (6) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

| | |
|------------|-----------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人蔦初会 瀬田三愛小児科 |
| 医院長名または医師名 | 吉林 宗夫 |
| 所在地 | 滋賀県大津市大萱 1-15-19 松田ビル |
| 電話番号 | 077-545-5312 |

(2) 歯科

| | |
|------------|------------------|
| 医療機関の名称 | ファミリー福田歯科 |
| 医院長名または医師名 | 福田 浩之 |
| 所在地 | 滋賀県大津市大將軍 3-19-1 |
| 電話番号 | 077-547-3630 |

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

| | |
|------------|--|
| 非常時の対応 | 別途定める消防計画により対応します。 |
| 防災設備 | ・自動火災報知設備 : 有 ・非常警報器具・設備 : 無 ・スプリンクラー : 無 ・カーテンの防火処理 : 有 ・消火器 : 有 ・誘導灯 : 有 ・避難器具 : 無 |
| 避難 消火訓練 | 火災を想定した避難訓練、地震を想定した避難訓練のいずれかを月1回実施（他に不審者対応の訓練） |
| 避難場所 | 第一次避難場所 : 瀬田東小学校グラウンド 第二次避難場所 : 瀬田東小学校 第三次避難場所 : 月輪自動車教習所 津波・水害時 : 瀬田東小学校 |

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、虐待防止マニュアルの作成、運用を講じています。

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

| | |
|-------|--|
| 受付担当者 | 各クラス担任 |
| 受付責任者 | 園長 |
| 第三者機関 | レーヴ法律事務所 弁護士 柴田 洋平 〒167-0052 東京都杉並区南荻窪 4-39-11 3階 TEL 03-5336-3390 |
| 利用時間 | 午前9時～午後5時 |
| 受付方法 | 面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。 |

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| 保険の種類 | 内容・金額 |
|--------|---|
| 賠償責任保険 | 【身体障害・飲食物危険補償】 支払限度額 4,000 万円/名、8,000 万円/事故 【財物損壊】 支払限度額 3,000 万円/事故（免責 0 円） |
| 傷害保険 | 【入院】日額 1,000 円 /名 【死亡・後遺障害】100 万円/名 【通院】日額 500 円/名 |

20 当園におけるその他の留意事項

| | |
|----------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

21 個人情報の保護に関する基本方針

当園で知り得た個人情報は、個人情報保護法に基づき適法に取り扱います。

重要事項説明書についての同意

令和 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

施設名 瀬田サンフレンズ保育園

説明者 _____

私は、本書面に基づいて、瀬田サンフレンズ保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ (印)

児童との続柄 _____

児童氏名 _____

別表

1. 時間外保育に係る利用者負担

30分あたり 500円（月あたり 朝・夕それぞれ上限5,000円）

※支払い方法は口座振替とし、現金での授受は行なわないものとする。

2. 実費徴収

| | | |
|---------------|-------|------------|
| ○管理システム登録・利用料 | 入園時 | 10,000円 |
| ○カラー帽子代 | 入園時 | 1,100円程度 |
| ○連絡帳製本代 | 1冊あたり | 880～1,870円 |
| ○写真代 | 1枚あたり | 60～150円 |

※支払い方法は口座振替とし、現金での授受は行なわないものとする。

※連絡帳製本代・写真代は、当園ではなく株式会社コドモンに支払うものとする。